

財産の処分について

市有財産を、次のとおり処分する。

平成26年12月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

1 財産の表示

土地の所在	地 番	地 目	地 積 (㎡)
松戸市東松戸二丁目	5 番 1	宅地	1 1,0 0 0.0 8

2 処 分 価 格 2,5 2 0,0 0 0,0 0 0 円

3 処分の相手方

(1) 東京都港区芝二丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 辻 範 明

共有持分 100分の4

(2) 大阪府大阪府中央区大手前一丁目7番31号

京阪電鉄不動産株式会社

代表取締役 三 浦 達 也

共有持分 100分の55

(3) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号

相鉄不動産株式会社

代表取締役 清 水 隆 敏

共有持分 100分の40

- (4) 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社フージャースコーポレーション
代表取締役 藤井幸雄
共有持分 100分の1

4 売却条件

- (1) 対象土地には1階部分を商業施設とする建築物を建築することとし、その商業施設は建築基準法上の店舗の床面積を5,000㎡以上とすること。
- (2) 商業施設は、小売業、飲食店、銀行等地域の利便性向上に資するものとする。
- (3) 建築物の容積率は、100%以上とすること。
- (4) 建築物は、遊興施設、葬儀場等の用に供してはならないこと。
- (5) 建築物は、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物を、敷地分割することなく一団の土地に建築すること。

提 案 理 由

市有財産を処分し、東松戸駅周辺のまちづくりの基本方針に沿った一体的整備を図るため。